

審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第3条
処 分 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第4条（許可の基準） 古物営業法第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則第1条の3（許可の申請） 古物営業法施行規則第2条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：40日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3426）
備 考：